

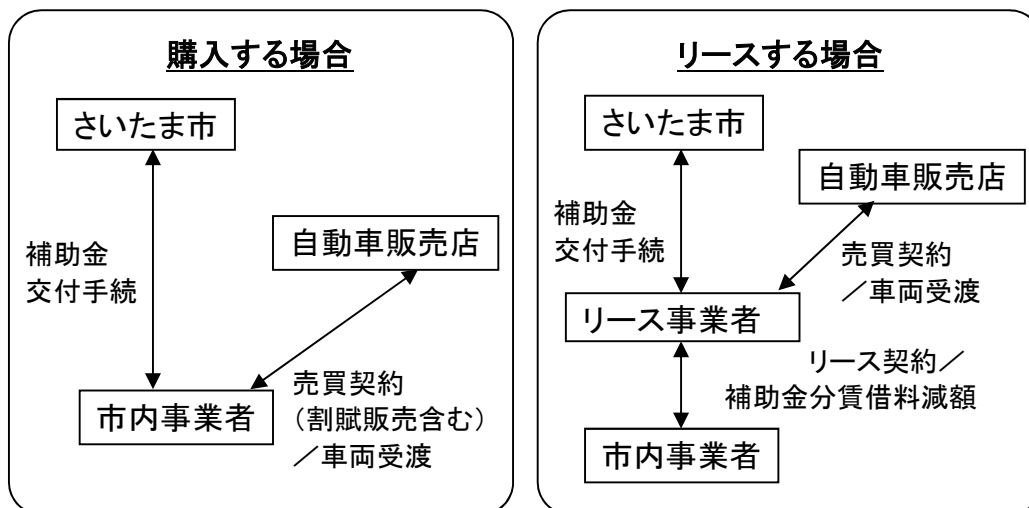
令和5年度さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金申請要領

令和5年5月11日
さいたま市環境局環境共生部
脱炭素社会推進課

1 補助対象者

- ① 市内に住所を有する個人(市民)
- ② 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者(事業者)
- ③ 市民又は事業者へ補助対象車両のリースを行うリース事業者

※ 割賦販売による購入で、補助車両の「所有者」が自動車販売会社又はローン会社等となっている場合は、申請者が「使用者」であることが条件となります。



2 予算額

電気自動車と燃料電池自動車を合わせて 1,160万円

3 申請受付期間

令和5年6月1日(木)から令和6年3月19日(火)まで

※ ただし、予算額に達した場合にはその時点で終了となります。

4 補助対象車両

① 電気自動車

リチウムイオン電池を用いて駆動する電動機を搭載し、内燃機関を併用しない四輪車以上の新車の電気自動車が対象です。

② 燃料電池自動車

燃料電池を用いて駆動する電動機を搭載し、内燃機関を併用しない四輪車以上の新車の燃料電池自動車が対象です。

※①、②ともに令和5年4月1日以降に新規登録された自動車に限ります。

5 補助金額(1台当たり)

1台当たりの補助金交付上限額は、下表のとおりです。

1台当たりの補助金交付上限額

| 補助対象車両 | 補助金交付上限額 (1台当たり) |
|---------|---------------------|
| 電気自動車 | 5万円 |
| 燃料電池自動車 | 50万円 |

6 財産処分の制限について

当該補助事業により取得した補助対象車両について、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付要綱別表第3に規定する財産処分制限期間(以下、財産処分制限期間といいます。)を経過するより以前に処分をするときは、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書(様式第4号)をさいたま市へ提出し、処分の承認を得る必要があります。

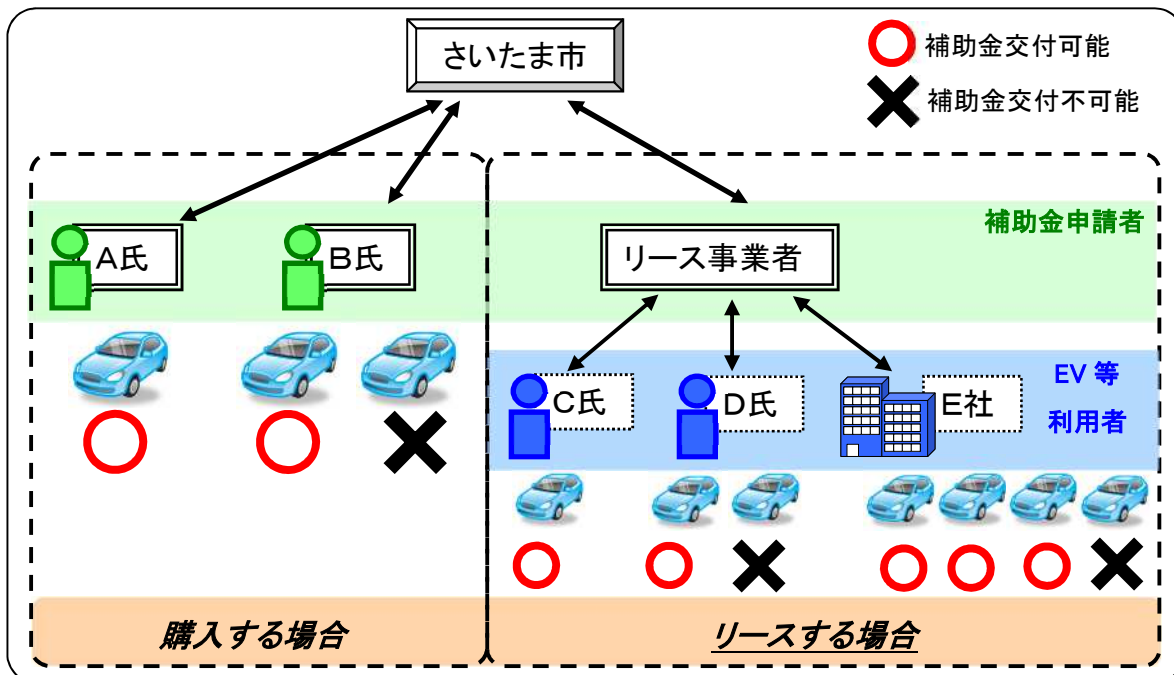
また、交付した補助金のうち、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還していただきます。なお、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部をさいたま市に支払っていただきます。

7 補助台数の制限について

補助金は、申請者1人につき1台(事業者については3台)までしか申請できません。

また、リース事業者が申請する場合には、使用者ごとに1台(事業者については3台)までしか申請できませんが、リース事業者1社としては、複数台申請することができます。

【参考】台数制限の考え方



8 補助金交付申請受付について

(1) 交付申請書の配布

交付申請書は、以下の2通りの方法により配付します。

① ホームページからのダウンロード 電子データ

さいたま市役所のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.saitama.jp/001/009/004/001/004/p065260.html>

トップページ > 暮らし・手続き > 環境保全 > EV 情報発信基地 E-KIZUNA.net > E-KIZUNA Project > 補助制度 > 《補助金》令和5年度さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金のご案内

② 市役所での配付 紙

さいたま市役所7階脱炭素社会推進課で配付します。

※ 予算額に達し、申請受付を終了した場合には、配付を中止することがあります。

(2) 申請書類

「○」必要 「△」場合により必要 「－」不要

| 申請書類 | 購入 | | リース契約※1 | | |
|---|----------------|----------------|---------|-----|----|
| | 事業者 | 個人 | リース事業者 | 事業者 | 個人 |
| (1) 交付申請書(様式第1号) | ○ | ○ | ○ | － | － |
| (2) 実績報告(導入した車両)(様式第1号別紙1) | ○ | ○ | ○ | － | － |
| (3) 補助対象経費に係る請求書の写し (車両本体、値引き額等の明細のあるもの) | ○ | ○ | ○ | － | － |
| (4) 補助対象経費支払いに係る書類の写し (領収書の写し等)※2 | ○ | ○ | ○ | － | － |
| (5) 「自動車検査証の写し」及び「自動車検査証記録事項の写し」 ※「自動車検査証の写し」の券面に所有者の氏名・住所、使用の本拠の位置の記載がある場合、「自動車検査証記録事項の写し」は不要 | ○ | ○ | ○ | － | － |
| (6) 法人登記事項証明書(登記簿謄本)の写し※3 | ○ | － | ○ | ○ | － |
| (7) 自動車賃貸借契約書の写し | － | － | ○ | － | － |
| (8) 貸与料金の算定根拠明細書※4 | － | － | ○ | － | － |
| (9) 令和4年度の市民税・県民税納税証明書の写し(課税されていない場合は令和4年度の所得・課税(非課税)証明書の写し) | － | ○ | － | － | ○ |
| (10) 保管場所標章番号通知書、使用者が契約者である任意自動車保険契約書 又は使用者が契約者であるローン契約書 | △ (割賦販売の場合) | △ (割賦販売の場合) | － | － | － |
| (11) 宣誓書 兼 住民登録状況調査同意書(様式第1号別紙2) | － | ○ | － | － | ○ |
| (12) 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号別紙3) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (13) 役員一覧表(様式第1号別紙4) | ○ | － | ○ | ○ | － |
| (14) 令和4年度の法人市民税納税証明書 | ○ | － | ○ | ○ | － |

※1 リース契約の場合は、リース事業者の提出書類に加えて、賃借者である事業者

又は個人に係る書類も提出してください。

- ※2 使用者が車両代金の支払いのために銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、代金全額の支払について明記されている自動車販売店と使用者の間で締結された契約書等の写しの提出が必要です。
- ※3 発行から1年以内かつ最新事項のものを提出してください。
- ※4 交付される補助金による車両本体価格の減額分を、補助対象車両の月々のリース料金に反映するか、補助金の交付後にその全額を賃借者に対して支払う旨を記載する必要があります。なお、補助金の交付後にその全額を賃借者に対して支払う場合は、賃借者に対する支払い後2週間以内にそれを証する書類(賃借者への振込が確認できる通帳の写し等)を市に提出してください。

(3) 交付申請受付

交付申請は土日・祝日及び12月29日から1月3日を除く8時30分から17時15分(以下、業務時間という。)に、先着順で受け付けます。郵送による交付申請も受け付けておりますが、簡易書留など、配達したことが確認できる方法に限ります。

受付日は、原則として脱炭素社会推進課に到達した日としますが、業務時間外に到達した場合、翌開庁日を受付日とします。ただし、同日に複数の交付申請受付が行われ、かつ、その交付決定により予算額を超えることとなる場合には、別添「さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金 事務取扱基準」により、補助金交付対象車両を決定するものとします。

なお、必要書類が揃っていない申請書は、受け付けられませんのでご注意ください。

(4) 交付決定及び額の確定

申請内容の審査は受付順に行い、審査の結果、交付が適当と認められた申請から交付を決定します。

申請を受理してから補助金の交付までは概ね1か月を見込んでいます。

(5) 提出先

さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課

- ・ 場 所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
- ・ 電 話 048-829-1316